

告 示

埼玉県告示第九百六十六号

測量計画機関である埼玉県地域整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県地域整備事務所

二 作業種類

公共測量（三級・四級基準点測量）

三 作業地域

埼玉県行田市大字若小玉地内

四 作業期間

令和六年八月二十日から令和七年三月二十七日まで